



安全委員会・衛生委員会は

- ①月1回以上開催すること。
- ②委員会における議事の概要を労働者に周知すること。
- ③委員会における議事で重要なものに係る記録を作成し、これを3年間保存すること。

職場の問題点や設備改善の声を安全衛生委員会で議論した結果、改善された事例が多くあります。まずは安全衛生委員会でどんな議論がされているのか知ることが大切です。

となっています。



安全衛生委員会の構成員

議長

安全および衛生管理者

産業医

委員

(当該事業場の労働者で安全に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者)  
(当該事業場の労働者で衛生に関し経験を有する者のうちから事業者が指名した者)

事業者側

委員

委員

委員

労働者側

労働者側の委員は、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合があるときにはその労働組合、ないときは労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名します。つまり、職場の過半数代表者の選出では、私たちの声を聞いてくれる代表を選ぶことが大切です！



安全衛生委員会での議論に関心を持とう！

職場の問題を見つけたら安全衛生委員会で議論しよう！